



南 風

第 3 号

令和5年6月1日発行

<http://yonominami-j.saitama-city.ed.jp>

＜学校教育目標＞ 進んで学ぶ生徒 心豊かな生徒 心身共に健康な生徒

6月～さいたま市「いじめ撲滅強化月間」

校長 吉原誠士

「いじめ防止対策推進法」施行されて、今年で10年になります。この法律を受けて、さいたま市では「いじめ防止対策推進条例」と「いじめの防止等のための基本的な方針」を、本校でも「与野南中学校いじめ防止基本方針」を策定しています。法制化にあたって「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義しています。「起こった場所は学校の内外を問わない。」とも記載されています。

令和に入ってからは全国のいじめ認知件数が10万件ほどの高止まりで、決して楽観できない状況が続いている。いじめは生身の人間が被害者、加害者になります。私は行為を知った者が熱くなつて指導・指摘にあたつても一向に構わないし、「いじめられている側にも問題がある」との言い分は許されないと考えています。しかし上記のように法的に文字を連ねただけでは、自分には縁がないような乾いた印象を与えかねません。これでは知らず知らずのうちに過去の教訓を忘れて、新たな危機を招くのではないかと感じます。

例えば昨年秋以降、人間が極めて自然に感じられるような回答をする人工知能（AI）が話題になっています。それまではSNSを用いて（上記の「インターネットを通じて行われるもの」にあたります）“人”が行う嫌がらせは存在していました。新たな時代、“AI”に悪意があるかないかに関わりなく間違った学習をさせて、「もっともらしい回答」が得られるようになったのは大きな懸念材料です。DX（デジタル・トランスフォーメーション）は現代社会では避けては通れません。しかし、コンピュータによる「誤答」が特定の個人に向けられた話題だった場合、その責任はどこにいくのでしょうか。ここに不特定多数を対象に情報を垂れ流すプログラムが加わったら、その被害は手に負えないものになりそうです。新たなタイプのいじめを生む可能性があることに注目しておく必要があります。

現在の本校の状況に目を向けると、心配なのは「いじり」です。「友達表現の一つだ」等の言い逃れをされがちで、発見と指導が遅れる恐れもあり、早期発見のためには生徒のフィジカルとメンタルの状態をいち早く捉えなければなりません。本校が未だに体温チェック表を用いて登校時の確認を行っているのは、そのような意図もあってのことです。各家庭でも対話や会話を大切にしてください。学年が進むにつれて中学生の口が重くなる、提出物も見せなくなる等、いろいろな変化があることは成長の証だと言われます。しかしSOSを発信している場合もあるかもしれません。子どもたちが学校に向かう時あるいは帰宅した時のあいさつを交わしながらでも、瞬間のやりとりから微妙な変化を見抜いてください。本校でもいじめを未然に防ぐべく、引き続き熱く取り組んでまいります。